助成ありの場合

2023.4.1 改訂
協和キリン健康保険組合

医療費助成届

健康保険組合では、保険診療の自己負担額が１人につき１ヶ月、１診療科単位で２万円を超えた場合に、医療費の還付（付加給付）を行っています。

又、国や地方自治体においては、乳幼児、心身障害者、特定の病気等を対象とする医療費助成制度があり、事前に市区町村の担当窓口等に申請手続きをすることにより、公費負担で診療が受けられる場合があります。

健康保険組合からの給付と、国や地方自治体からの医療費助成制度を重複して受給することは出来ませんので、**医療費助成制度の対象となる方は、「医療費助成届」に医療証又は通知のコピーを添えて健康保険組合へ提出**して下さい。

助成の内容に変更があった場合にも改めてご提出をお願いします。

提出日　令和 4 年 10 月 1 日

被保険者証 記号番号	309 — 99999		被保険者氏名	健保　太郎	
被保険者勤務事業所	協和キリン（株）本社				
被保険者の現住所	東京都〇〇〇区△△町１－２－３　◎◎マンション１０１				
助成対象者氏名	健保　花子	続柄	子	生年月日	平成１１年１月１日
助成申請先（市区町村名　等）	〇〇〇区役所医療福祉課	助成申請先の連絡先			03-9999-9999

☒ 助成あり	届出理由	☒ 自治体（都道府県・市区町村）から医療証が発行（又は再発行）された ☐ 以前から医療証を交付されており、新たに協和キリン健康保険組合に加入した ☐ 転居により助成内容が変わった ☐ その他 → 詳しく＿＿＿＿＿＿
	医療費助成の種類	☐ 乳幼児･子ども医療費助成　☐ 戦傷者特別援護法及び原爆者に対する援護 ☐ ひとり親家庭医療費助成　☐ 精神保健及び精神障害福祉に関するもの（入院） ☐ 妊産婦医療費助成　☐ 感染症予防及び感染症患者に関するもの（結核含む） ☐ 心身障害者医療費助成　☐ 公害健康被害に関するもの（大気、水質、石綿） ☒ 特定疾患治療研究事業　☐ 肝炎治療特別促進事業（インターフェロン治療） ☐ 障害者自立支援事業（育成医療、更生医療、精神通院医療） ☐ 児童福祉法･知的障害者福祉法（療育医療）又は母子保健法（養育医療） ☐ その他 → 詳しく＿＿＿＿＿＿
	受給（有効）期間	令和 4 年 10 月 1 日 ～ 令和 5 年 9 月 30 日
	自己負担の内容	☐ 医療機関窓口での支払いが無い。 ☒ 医療機関窓口での支払いが有る。（入院時の食事負担や差額ベット代は除く） ☐ 受診１回につき　入院　割負担、外来　割負担、調剤　割負担 ☐ 受診１回につき　入院　円負担　但し　月　円まで 外来　円負担　但し　月　円まで 調剤　円負担　但し　月　円まで ☒ その他 → 詳しく **入院 3 割（月 23,100 円まで）外来 3 割（1,200 円まで）調剤負担なし**
☐ 助成なし	届出理由	☐ 助成期間が終了した → 終了日：平成　年　月　日 ☐ 助成制度はあるが、所得制限により受けられない（受けられなくなった） ☐ 転居前と転居後の自治体では医療費助成制度が異なり、助成制度に該当しなくなった ☐ その他 → 詳しく＿＿＿＿＿＿

注意事項：国や自治体と健康保険組合から重複して給付を受けている場合には、健康保険組合からの給付金を返還して頂きます。

助成なしの場合

2023.4.1 改訂
協和キリン健康保険組合

医療費助成届

健康保険組合では、保険診療の自己負担額が１人につき１ヶ月、１診療科単位で２万円を超えた場合に、医療費の還付（付加給付）を行っています。

又、国や地方自治体においては、乳幼児、心身障害者、特定の病気等を対象とする医療費助成制度があり、事前に市区町村の担当窓口等に申請手続きをすることにより、公費負担で診療が受けられる場合があります。

健康保険組合からの給付と、国や地方自治体からの医療費助成制度を重複して受給することは出来ませんので、**医療費助成制度の対象となる方は、「医療費助成届」に医療証又は通知のコピーを添えて健康保険組合へ提出**して下さい。

助成の内容に変更があった場合にも改めてご提出をお願いします。

提出日　令和　4年　10月　1日

被保険者証 記号番号	309 ― 99999		被保険者氏名	健保　太郎	
被保険者勤務事業所	協和キリン（株）本社				
被保険者の現住所	東京都〇〇〇区△△町１－２－３　◎◎マンション１０１				
助成対象者氏名	健保　太郎	続柄	本人	生年月日	昭和 46 年 4 月 9 日
助成申請先（市区町村名　等）	〇〇〇区役所医療福祉課　助成申請先の連絡先				03-9999-9999

☐ 助成あり	届出理由	☐ 自治体（都道府県・市区町村）から医療証が発行（又は再発行）された ☐ 以前から医療証を交付されており、新たに協和キリン健康保険組合に加入した ☐ 転居により助成内容が変わった ☐ その他 → 詳しく＿＿＿＿＿＿
	医療費助成の種類	☐ 乳幼児･子ども医療費助成　☐ 戦傷者特別援護法及び原爆者に対する援護 ☐ ひとり親家庭医療費助成　☐ 精神保健及び精神障害福祉に関するもの（入院） ☐ 妊産婦医療費助成　☐ 感染症予防及び感染症患者に関するもの（結核含む） ☐ 心身障害者医療費助成　☐ 公害健康被害に関するもの（大気、水質、石綿） ☐ 特定疾患治療研究事業　☐ 肝炎治療特別促進事業（インターフェロン治療） ☐ 障害者自立支援事業（育成医療、更生医療、精神通院医療） ☐ 児童福祉法･知的障害者福祉法（療育医療）又は母子保健法（養育医療） ☐ その他 → 詳しく＿＿＿＿＿＿
	受給（有効）期間	年　月　日　～　年　月　日
	自己負担の内容	☐ 医療機関窓口での支払いが無い。 ☐ 医療機関窓口での支払いが有る。（入院時の食事負担や差額ベット代は除く） ☐ 受診１回につき　入院　割負担、外来　割負担、調剤　割負担 ☐ 受診１回につき　入院　円負担　但し　月　円まで 外来　円負担　但し　月　円まで 調剤　円負担　但し　月　円まで ☐ その他 → 詳しく＿＿＿＿＿＿
☒ 助成なし	届出理由	☐ 助成期間が終了した → 終了日：　年　月　日 ☒ 助成制度はあるが、所得制限により受けられない（受けられなくなった） ☐ 転居前と転居後の自治体では医療費助成制度が異なり、助成制度に該当しなくなった ☐ その他 → 詳しく＿＿＿＿＿＿

注意事項：国や自治体と健康保険組合から重複して給付を受けている場合には、健康保険組合からの給付金を返還して頂きます。